

北海道道州制特別区域計画（素案）の概要

1 道州制特別区域計画の目標

- (1) 北海道の設置
北海道のなりたちについて記載
- (2) 北海道の現状と課題
 - ア 多様な北海道の価値と様々な強みを活用
 - イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備
 - ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進
- (3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組
 - ア 目的 地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること。
 - イ 計画期間 平成19年度から令和7年度まで（19年間）
 - ウ 移譲範囲 道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。
 - エ 今後の取組
 - (ア) 地方分権の推進
道から市町村への権限移譲、定住自立圏構想などの広域的な連携を活用した地域づくり、振興局を「地域づくりの拠点」とした地域振興施策の推進による地方分権の推進。
 - (イ) 行政の効率化
国、道、市町村の適切な役割分担の下での行財政運営の効率化。
 - (ウ) 北海道の自立的発展
国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことによる北海道の自立的発展。

2 北海道が実施する広域的施策の内容

国から移譲を受ける事務、事業等と一体的に次の広域的施策を展開。

- (1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供
- (2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化
- (3) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化
- (8) 地域医療を担う医師の確保
- (9) 水道水の安全性及び安定供給の確保

- (4) 保安施設の整備等による森林の保全
- (5) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進
- (6) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築
- (7) 河川の整備等による治水対策の推進

3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

- (1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
- (2) 商工会議所に対する監督の一部
- (3) 鳥獣保護管理法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
- (4) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
- (5) 水道法に係る水道事業及び水道用供給事業の認可

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

- (1) 民有林の直轄治山事業の一部（終了）
- (2) 直轄通常砂防事業の一部（終了）
- (3) 開発道路に係る直轄事業
- (4) 二級河川に係る直轄事業（終了）

5 その他の取組

- (1) 連携・共同事業 ※道と国の地方支分部局等が連携・共同して実施している事業を記載。
○国有林と民有林が一体となった森林づくりなど19事業

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

- (1) 基本的な考え方
広域的施策の推進状況、施策の効果とともに、地域社会や本道経済への影響等を適切かつ客観的に評価する。
- (2) 作業の実施時期等
広域的施策の推進状況等は、毎年度、フォローアップ作業を通じて把握した上で、評価を実施。

7 今後に向けて

- (1) これまでの取組の主な成果
- (2) 道州制特区制度の有効活用に向けて